

死刑を考える

2009
第15号

●主な内容●

- 「死刑を考える日」を全国で実施しています … 9
- イギリス下院議員・在日スペイン大使館一等書記官の来会
死刑問題について意見交換 …… 9
- 第5回死刑事件弁護経験交流会—静岡事件に学ぶ… 10
- 裁判員裁判における死刑言渡には裁判官及び裁判員
の全員一致制を！ …… 10
- 規約人権委員会勧告のフォローアップに向けて
一院内集会を開催 …… 10

死刑制度問題ニュース

編集責任

日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会

日弁連では、死刑確定者と死刑を執行する刑務官の苦悩を描いた映画「休暇」(原作：吉村昭、監督：門井肇、出演：小林薫、西島秀俊、大塚寧々、大杉漣)を上映し、死刑制度のもつ残酷性を市民に考えてもらう集会「死刑を考える日」全国版の開催を各地の弁護士会に呼びかけています。これは、昨年10月16日、日弁連主催の「死刑を考える日」を東京で開催し、実際に死刑の刑場を視察した経験のある「死刑廃止を推進する議員連盟」の保坂展人衆議院議員の講演と映画の上映を行ったところ、



多数の参加者が真剣に聞き入っていた(5月9日 大阪)

名を超える参加者を得ることができました。愛知県弁護士会では、5月16日に開催して当委員会の中村治郎副委員長が講演を行い、また仙台弁護士会では5月29日に私が講演して開催し、それぞれ100名超、150名超と多数の方に「ご参加いただきました」。また、広島では5月17日に広島弁護士会の後援・協力で映画「休暇」の上映会が行われ、約350人が参加しました。5月30日には香川県弁護士会でも開催され、長崎県(6月23日)、

320名を超える市民や弁護士、マスコミ関係者などの参加を得ることができ、大変好評だったことから、全国に提案しているものです。大阪では5月9日に開催し、映画の上映のほか担当委員会の三上孝孜委員が「国際社会から問われる日本の死刑」について、また龍谷大学法科大学院石塚伸一教授が「死刑の実際と問題—学者の立場から、元弁護士の立場から」と題して講演を行い、190

また、「死刑を考える日」では、参加者に、凶悪犯罪は増えていないこと(犯罪白書によれば「殺人の認知件数は、おおむね横ばい傾向にあるが、平成16年以降4年連続でやや減少」していること)や、それにもかかわらず死刑判決・死刑執行数は激増していること、死刑廃止の潮流であること

岡山県(6月27日)、和歌山県(7月11日)、長野県(8月9日)でも開催する予定です。さらに東京(多摩地区)、福井、大分、静岡、横浜、福岡でも開催を検討中とのことです。参加者アンケートの結果を見ると、やはり映画「休暇」から受ける印象が強いです。この映画は、死刑確定者の日常生活の様子や、死刑執行までの流れ、刑務官の苦悩、執行を告げられる瞬間の様子などが描かれているのですが、死刑という制度の残酷性とそれに関わる人々の苦悩を見事に描き出していますので、是非、多くの方に一度ご覧いただきたいと思えます。



石塚教授は様々な角度から死刑制度問題について講演を行った(5月9日 大阪)

(2009年4月現在、死刑存置国は58か国、死刑廃止国は139か国となっていること)を説明する資料を配布しているのですが、感情的にはなく冷静に死刑制度について考えるきっかけを提供できているようです。ところで国際人権規約(自由権規約)の実施状況を審査する国連規約人権委員会は、日本の人権状況に関する第5回審査の総括所見(2008年10月30日付)において、「締約国は、世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて、

「死刑を考える日」を 全国で実施しています

事務局長 小川原 優之

民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである。」と述べています。

日弁連としても、市民に対し死刑に関する正確な情報をできる限り平易な表現で提供し、市民自らが死刑について考え、日弁連の提唱する死刑執行停止法案について

理解してもらうための企画をこれから行う予定です。

「死刑を考える日」全国版実施のため、日弁連では講師の派遣や資料の提供を行っています。是非各地の弁護士会で「死刑を考える日」を開催して下さるようお願いいたします。

イギリス下院議員・ 在日スペイン大使館一等書記官の来会 死刑問題について意見交換

事務局長 小川原優之

日本の死刑制度についての調査と意見交換のため、イギリス下院議員アリスティア・カーマイケル氏が3月26日に、在日スペイン大使館一等書記官フランシスコ・ハビエル・デ・イストゥリツツ氏が4月9日に日弁連に来られました。カーマイケル氏は、「日本はとも発展し、成功した先進国である。」「今打ち出すべきメッセー

ジは、日本に死刑は必要ないというところであると思う。戦略的な機会だ。世界の中で日本が人権を尊重し、死刑と人権は相容れないと示さなければならない。」とのご意見でした。また、イストゥリツツ氏は、「死刑の存廃というものは、EU(欧州連合)や世界の他の国が、日本に何をしろということではない。自分の国はこうなっているということと情報提供をしていきたい。」、「国民任せにして世論が高まるのをただ待つのでは、何十年も廃止できないと思う。必要なことだと思ったら、国が責任を持って実行していくべきだ。」とのご意見でした。

私は、死刑執行停止実現委員会の事務局長として日本の死刑制度と、日弁連が死刑執行停止法の制定を提言していることをご説明しました。両氏と意見交換して最も感じるところは、死刑を廃止して何十年もたっているヨーロッパの人にとって(死刑なしで治安を維持し、被害者支援も手厚いヨーロッパの人にとって)、進んだ民主主義国家である日本ならば、死刑を持たずに治安を維持し、被害者を物心両面で支援していくことは十分可能なはずだ、と思われるということでした。

今後の日弁連の活動に両氏との意見交換の成果を生かしていきたいと思っております。

第5回死刑事件弁護経験交流会

委員長 小林 修

2009年3月14日、弁護士会館において、死刑事件弁護に関わり、あるいは関心のある約70名の弁護士が参加して、第5回の死刑事件弁護経験交流会が開催された。

最初に、静岡県弁護士会の小川秀世会員から、事例報告がなされた。

小川会員は、「ミランダの会」の創立メンバーとして有名であるが、捜査段階から最高裁までの全てに、弁護人として静岡事件の弁護活動を中心に行なった。

今回取り上げた静岡事件は、2人の被害者を殺害した強盗殺人事件で、死刑求刑を受けたが一審で無期判決を獲得し、その後、最高裁でも無期判決が維持されたものである。最近の重罰化傾向の中で、貴重な成果を挙げた弁護活動を学ぶ場となった。

事例報告

2005年1月、大学卒業後間もない被告人が、医師某を殺害する目的で、ナイフ数本を携帯して同医師方クリニックに侵入し、関係者である被害者2人にナイフを突きつけて所在を確認したが、不在で戻らないと知り、同医師殺害の目的を遂げるため、口封じのため、

2005年1月、大学卒業後間もない被告人が、医師某を殺害する目的で、ナイフ数本を携帯して同医師方クリニックに侵入し、関係者である被害者2人にナイフを突きつけて所在を確認したが、不在で戻らないと知り、同医師殺害の目的を遂げるため、口封じのため、

1 弁護人による事例報告

供述調査なし
捜査段階で、当初は被疑者が否認していたこともあり、弁護人が供述調査の署名・指印の拒否を勧めた。

供述調査なし
捜査段階で、当初は被疑者が否認していたこともあり、弁護人が供述調査の署名・指印の拒否を勧めた。

供述調査なし
捜査段階で、当初は被疑者が否認していたこともあり、弁護人が供述調査の署名・指印の拒否を勧めた。

供述調査なし
捜査段階で、当初は被疑者が否認していたこともあり、弁護人が供述調査の署名・指印の拒否を勧めた。

供述調査なし
捜査段階で、当初は被疑者が否認していたこともあり、弁護人が供述調査の署名・指印の拒否を勧めた。

供述調査なし
捜査段階で、当初は被疑者が否認していたこともあり、弁護人が供述調査の署名・指印の拒否を勧めた。

供述調査なし
捜査段階で、当初は被疑者が否認していたこともあり、弁護人が供述調査の署名・指印の拒否を勧めた。

供述調査なし
捜査段階で、当初は被疑者が否認していたこともあり、弁護人が供述調査の署名・指印の拒否を勧めた。

供述調査なし
捜査段階で、当初は被疑者が否認していたこともあり、弁護人が供述調査の署名・指印の拒否を勧めた。

供述調査なし
捜査段階で、当初は被疑者が否認していたこともあり、弁護人が供述調査の署名・指印の拒否を勧めた。

供述調査なし
捜査段階で、当初は被疑者が否認していたこともあり、弁護人が供述調査の署名・指印の拒否を勧めた。

供述調査なし
捜査段階で、当初は被疑者が否認していたこともあり、弁護人が供述調査の署名・指印の拒否を勧めた。

供述調査なし
捜査段階で、当初は被疑者が否認していたこともあり、弁護人が供述調査の署名・指印の拒否を勧めた。

供述調査なし
捜査段階で、当初は被疑者が否認していたこともあり、弁護人が供述調査の署名・指印の拒否を勧めた。

供述調査なし
捜査段階で、当初は被疑者が否認していたこともあり、弁護人が供述調査の署名・指印の拒否を勧めた。

供述調査なし
捜査段階で、当初は被疑者が否認していたこともあり、弁護人が供述調査の署名・指印の拒否を勧めた。



弁護活動について報告する小川会員



西澤教授はパワーポイントも使いながら説明

不適切な対人関係
虐待行為の再現(加害行為)と虐待的
の再現(被害性と再被害化傾向)→
再現性
力を基準とした対人関係(迎合と威圧)
アタッチメント障害:見知らぬ大人への
密性(脱抑制型反応性愛着障害)と親
関係の回避(抑制型)

めて、強盗殺人に関する被疑者の供述調査は一通も作成されなかった。このことは、他の死刑事件にもあまり見られない特徴であり、公判で、正しく理解された被告人供述が効果的になされることに役立った。

被虐待体験

被告人は、幼少期を両親の愛情を受けることのない悲惨で劣悪な生活環境で過ごした。2歳から中学生になるまで、躰と称して、父親から暴力を受け続け、小学校で、いじめの対象になっていたのがある。母親は味方になってはくれなかった。こうした成育歴による人格形成を判決は考慮した。

2 助言発言

続いて、山梨県立大学人間福祉学部の西澤哲教授から、助言発言がなされた。

西澤教授は、静岡事件で、被告人の被虐待体験による人格形成とその本件犯行への影響を踏まえ、心理鑑定ないし精神鑑定の実施が不可欠とする意見書を提出した。この意見書が、弁護人や裁判所の理解を深めたことも、死刑を回避する力となった。

西澤教授の話は、虐待が人間関係に与える影響や、トラウマ、アタッチメント障害、内的ワーキングモデルなどの概念が素人にも分かり易く理解できるもので、裁判員裁判での私的鑑定の可能性を示すものであった。早速、他の死刑事件の弁護人からも、西澤教授に助力が求められていた。

3 終わりに

裁判員裁判が始まった今、当委員会は、裁判員に死刑回避を理解していただく効果的な弁護方法を追求するための取り組みを、これからも続けていく決意である。

裁判員裁判における死刑言渡には 裁判官及び裁判員の全員一致制を!

副委員長 中村 治郎

本年(2009年)5月21日から裁判員制度が導入された。その結果、裁判官及び裁判員の合議体は、有罪・無罪の決定及び量刑の判断をすることになり、その評決は、構成裁判官3名及び裁判員6名の双方の意見を含む合議体の員数の過半数(5名)の意見によることとされた(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下「裁判員法」という。))第67条第1項)。そして、このことは、死刑を適用する場合も同様である。

しかし、次の理由から、当委員会では、裁判員法を改正して、死刑を適用する場合は、裁判官及び裁判員の全員一致の評決が必要であるとすべきであり、改正に至るまでの間は、全員一致の評決に至るまで、評議を尽くすべきであるとの議論がなされている。

①死刑は、被告人の生命を剥奪する究極の刑罰であるから、有罪・無罪の決定及び量刑の判断に誤りがある場合、死刑が執行された場合取り返しがつかないので、その適用は極めて慎重かつ謙抑的に行わなければならない。

②我が国では、1983年(昭和58年)から1989年(平成元年)にかけて、4つの死刑確定事件(免田・財田川・松山・島田各事件)について再審無罪判決が確定しており、死刑判決にも誤りが生じる危険性があることが明らかになった。また、陪審制をとる英国で1965年(昭和40年)に「謀殺(死刑廃止)法」を成立・発効させて、5年の試験期間を定めて死刑を廃止する契機となったのは、1950年代に死刑が執行された後に無実が判明した事件があり、誤判による死刑執行という不正義を経験したからである。さらに、米国では、死刑を科すか否かの判断に陪審が関与し、多くの州で、12人の陪審員全員が「死刑相当」と判断しなければ被告人に死刑の宣告はできないとする「全員一致」のルールがある。「十人の真犯人を逃がすとも、一人の無辜を罰するなかれ」という法格言や、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原理・原則にかかわらず、再審請求に関する弁護士と死刑確定者との面会に職員が立会することについては「立会を原則とする取扱いはやむを得ない」と従来の見解を繰り返しつつ、「不断に検討をしており、無立会の件数は確実に増えている。しかし、この件については国賠訴訟が提起されており、詳細な主張は法廷で行うのでこの場では控える」とのことであった。

③有罪・無罪の決定の誤りばかりか、死刑と無期の量刑基準の曖昧さによる量刑の判断の誤りをなくすためには、裁判員に対し死刑の適用に関する客観的で公平な基準を設定するだけでなく、裁判官及び裁判員全員一致制を導入する必要性がある。

④日弁連が、従来、死刑誤判を回避するため、一貫して死刑判決の裁判官全員一致制を主張してきたことは、裁判員制度においても妥当である。

⑤裁判官及び裁判員全員一致制を導入して死刑判決を減少させることは、死刑廃止に向かう世界の潮流及び死刑廃止や死刑執行停止を求める国際人権機関からの要請にも合致する。

⑥自分の一票の反対票で死刑の言渡を阻止できることを保障することによって、死刑を多数決で決めることによる誤判の恐れに対する裁判員の心理的負担を取り除き、裁判員制度の円滑な実施を図る必要がある。

規約人権委員会勧告のフォローアップに向けて
—院内集会を開催—
副委員長 田鎖麻衣子

6月3日、参議院議員会館において、国際人権(自由権規約委員会第5回政府報告書審査のフォローアップ)に関する院内集会が日弁連主催で開催された。昨年10月になされた勧告のうち、とくに日本政府に対して1年以内のフォローアップが求められた死刑制度(総括所見(ハラクラフ17)、代用監獄(同18)、取調べ(同19)および独居拘禁(同21)の4項目に焦点をあて、かつ、

わるものとして、とくに誤判が絶対の一つでもあってはならない死刑判決に、全員一致制は、必要不可欠なものとしてされている。それでも、この国では死刑判決の誤判が絶えない。